第109回 定時株主総会
招集ご通知

平成29年１月１日から平成29年12月31日まで

開催日時

平成30年３月29日（木曜日）
午前10時（受付開始　午前９時）

開催場所

東京都中央区銀座五丁目15番８号
時事通信ホール（時事通信ビル２階）
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

決議事項

▌会社提案

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役１名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件
第５号議案　取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

▌株主提案

第６号議案～第11号議案

郵送またはインターネットによる議決権行使期限

平成30年３月28日（水曜日）
午後５時20分まで

▌目 次

第109回定時株主総会招集ご通知……　1
株主総会参考書類……　5
（添付書類）
事業報告……　26
連結計算書類……　44
計算書類……　47
監査報告書……　51

片倉工業株式会社
証券コード：3001

証券コード　3001
平成30年３月７日

株　主　各　位

東京都中央区明石町６番４号
片倉工業株式会社
代表取締役社長　佐　野　公　哉

第109回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第109回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、３頁の「議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、平成30年３月28日（水曜日）午後５時20分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（https://soukai.mizuho-tb.co.jp/）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力いただき、上記の行使期限までにご行使ください。

敬　具

記

１．日　　時　平成30年３月29日（木曜日）午前10時
（午前９時から受付開始）

２．場　　所　東京都中央区銀座五丁目15番８号
時事通信ホール（時事通信ビル２階）
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3．会議の目的事項

報 告 事 項　1．第109期（平成29年１月１日から平成29年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2．第109期（平成29年１月１日から平成29年12月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

＜会社提案（第１号議案から第５号議案）＞

第 1 号 議 案　剰余金の処分の件
第 2 号 議 案　取締役１名選任の件
第 3 号 議 案　監査役１名選任の件
第 4 号 議 案　補欠監査役１名選任の件
第 5 号 議 案　取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

＜株主提案（第６号議案から第11号議案）＞

第 6 号 議 案　取締役１名解任の件
第 7 号 議 案　定款一部変更の件（１）
第 8 号 議 案　取締役１名選任の件（１）
第 9 号 議 案　取締役１名選任の件（２）
第 10 号 議 案　剰余金処分の件
第 11 号 議 案　定款一部変更の件（２）

4．招集にあたっての決定事項

３頁の「議決権行使のご案内」をご参照ください。

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎　当社は、株主総会参考書類を、英訳にて当社ウェブサイト（http://www.katakura.co.jp/）に掲載いたしますので、そちらも併せてご参照ください。
◎　添付書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.katakura.co.jp/）に掲載することにより、株主の皆様にご提供いたしております。
なお、監査報告書を作成するに際して監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類には、添付書類記載のもののほか、当社ウェブサイト（http://www.katakura.co.jp/）に掲載する「連結注記表」及び「個別注記表」も含まれております。
◎　株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト（http://www.katakura.co.jp/）に掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

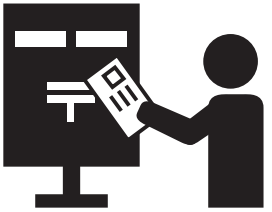
株主総会における議決権の行使は、株主の皆様の大切な権利です。是非とも議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。議決権の行使は、以下の３つの方法がございます。



株主総会への出席による議決権行使

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、議事資料として第109回定時株主総会招集ご通知（本書）をご持参ください。

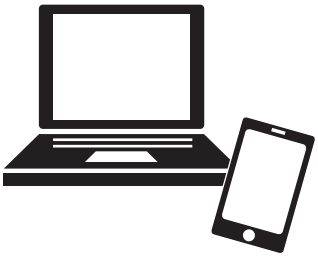
株主総会開催日時　平成30年３月29日（木曜日）午前10時



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。なお、各議案につきまして賛否を表示せずに提出された場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行　使　期　限　平成30年３月28日（水曜日）午後５時20分



インターネットによる議決権行使 （詳しくは、右頁をご覧ください。）

当社指定の議決権行使ウェブサイトにアクセスいただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト　https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

行　使　期　限　平成30年３月28日（水曜日）午後５時20分

インターネットによる議決権行使のご案内

書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、**同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログイン**していただき、画面の案内に従って入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

議決権行使ウェブサイト



https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

行使期限は**平成30年３月28日（水曜日）午後５時20分まで**であり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。

スマートフォンから「QRコード」を読み取り、議決権行使ウェブサイトにアクセスすることも可能です。

ご利用時の注意事項について

◎ 書面とインターネットにより議決権を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットで複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
◎ 議決権行使コード及びパスワード（株主様が変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
◎ インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。
◎ 議決権行使コード及びパスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
◎ パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
◎ 議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

お問い合わせ先

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**（以下）までお問い合わせください。

議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先

フリーダイヤル　0120-768-524（平日 9：00～21：00）

以 上

株主総会参考書類

＜会社提案（第１号議案から第５号議案）＞

第１号議案　剰余金の処分の件

第109期の期末配当につきましては、株主の皆様への安定配当の実施を基本とし、当期の業績や今後の事業展開、内部留保の水準等を総合的に勘案のうえ、次のとおり前期に比べ２円増配し、１株につき12円といたしたいと存じます。

（１）　配当財産の種類
金銭といたします。

（２）　配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金12円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、421,824,132円となります。

（３）　剰余金の配当が効力を生じる日
平成30年３月30日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役１名選任の件

取締役竹内彰雄及び取締役田中淳の両氏は、本総会終結の時をもって辞任されます。つきましては、取締役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案において選任されます取締役の任期は、当社の定款の定めにより、在任取締役の任期の満了の時までとなりますので、第110回定時株主総会終結の時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する 当社株式の数
新任 上甲　亮祐（じょうこう　りょうすけ） （昭和36年８月６日生）	昭和60年４月 株式会社富士銀行入行 平成22年４月 株式会社みずほ銀行大阪支店長 平成24年４月 株式会社みずほフィナンシャルグループ 執行役員秘書室長 平成26年４月 株式会社みずほ銀行 常務執行役員営業担当役員 平成29年４月 同行理事 平成29年５月 当社常勤顧問（現任）	100株
取締役候補者とした理由： 上甲亮祐氏は、大手金融機関の役員として金融・財務のみならず、幅広い分野において豊富な経験と高い見識を有しております。当社の企業価値の向上に資する適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。		

（注）取締役候補者と会社との間には、特別の利害関係はありません。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査役大森邦雄氏は、本総会終結の時をもって辞任されます。つきましては、その補欠として監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案において選任されます監査役の任期は、当社の定款の定めにより、退任した監査役の任期の満了の時までとなりますので、第111回定時株主総会終結の時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する 当社株式の数
新任 田中（たなか）　淳（あつし） （昭和28年９月26日生）	昭和51年４月 株式会社富士銀行入行 平成14年４月 株式会社みずほ銀行日本橋中央支店長 平成16年２月 当社総務部長 平成21年３月 当社執行役員企画部長 平成23年３月 当社常務取締役 平成27年３月 当社専務取締役（現任）	8,900株
監査役候補者とした理由： 田中淳氏は、平成23年３月から当社取締役として各事業部門及び管理部門を担当し、内部統制や内部監査への知見も深いことから、監査役候補者といたしました。		

（注）１．監査役候補者と会社との間には、特別の利害関係はありません。

２．監査役候補者との責任限定契約について

当社は、現行定款第37条第２項において、監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、田中淳氏が選任された場合には、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。

その契約内容の概要は、次のとおりであります。

・本契約締結後、監査役として、その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める「最低責任限度額」を限度として損害賠償責任を負うものとする。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

補欠監査役八木正憲氏から、本総会終結の時をもって辞退したいとの申し出がありましたので、第107回定時株主総会の決議に基づき、監査役会の同意を得て、本総会終結の時をもって同氏の補欠監査役選任の取り消しを行う旨、取締役会において決議いたしました。

つきましては、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本選任につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案において選任されます補欠監査役の予選決議の有効期間は、当社の定款の定めにより、第113回定時株主総会の開始の時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する 当社株式の数
社外　独立 田中（たなか）　敏男（としお） （昭和23年２月３日生）	昭和46年４月 安田火災海上保険株式会社入社 平成12年６月 同社取締役 平成13年６月 同社常務執行役員 平成14年７月 株式会社損害保険ジャパン常務執行役員 平成16年３月 当社社外監査役(平成20年３月退任)	0株
補欠の社外監査役候補者とした理由： 田中敏男氏は、損害保険会社の役員として豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の社外監査役としての職務において、適切な人材と判断し、補欠の社外監査役候補者といたしました。		

（注）１．補欠監査役候補者と会社との間には、特別の利害関係はありません。

２．田中敏男氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

３．補欠の社外監査役候補者との責任限定契約について

当社は、現行定款第37条第２項において、監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、田中敏男氏が就任された場合には、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。

その契約内容の概要は、次のとおりであります。

・本契約締結後、監査役として、その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める「最低責任限度額」を限度として損害賠償責任を負うものとする。

４．田中敏男氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役として就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第５号議案　取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

１．提案の理由

本議案は、当社の取締役（非業務執行取締役を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT（＝Board Benefit Trust))」(以下「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。なお、本制度の導入及び本議案に関しましては、平成29年11月27日設置の指名・報酬諮問委員会の審議を経ております。当社としては、これらに照らし、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、平成21年３月27日開催の第100回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額（年額200百万円以内。ただし、使用人分給与は含みません。）とは別枠として、新たな株式報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額についてのご承認をお願いするものです。本制度の詳細につきましては、下記２．の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

なお、現時点において、本制度の対象となる取締役は５名ですが、第２号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は５名となります。

２．本制度に係る報酬等の額及び参考情報

（１）本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

（２）本制度の対象者

取締役（非業務執行取締役は、本制度の対象外とします。）

（３）信託期間

平成30年６月（予定）から本信託が終了するまでとします（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）。

（４）信託金額（報酬等の額）

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、平成30年12月末日で終了する事業年度から平成32年12月末日で終了する事業年度までの３事業年度（以下、当該３事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する３事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、取締役への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定（平成30年６月（予定））時に、当初対象期間に対応する必要資金として、150百万円を上限とした資金を本信託に拠出いたします。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、150百万円を上限として本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価格とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、150百万円を上限とします。

なお、当社は、当初対象期間を含む対象期間中、当該対象期間における拠出額の累計額が上述の各上限額に達するまでの範囲内において、複数回に分けて、本信託への資金の拠出を行うことができるものとします。

また、当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

（５）当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（４）により拠出された資金を原資として、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとし、新株発行は行いません。したがって、本信託による当社株式の取得に際し、当社の発行済株式総数が増加することはなく、希薄化が生じることはございません。

ご参考として、平成30年２月13日の終値での取得を前提とした場合、当初対象期間に関して当社が取締役への給付を行うための株式の取得資金として拠出する資金の上限額150百万円を原資に取得する株式数は、最大で110,782株となります。

本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

（6）取締役に給付される当社株式等の数の算定方法

取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。

なお、取締役に付与されるポイントは、下記（7）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

下記（7）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、原則として、退任時までに当該取締役に付与されたポイント数に退任事由別に設定された所定の係数（1を超えないものとします。）を乗じて得たポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

（7）当社株式等の給付

取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（6）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

（8）議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

（9）配当の取扱い

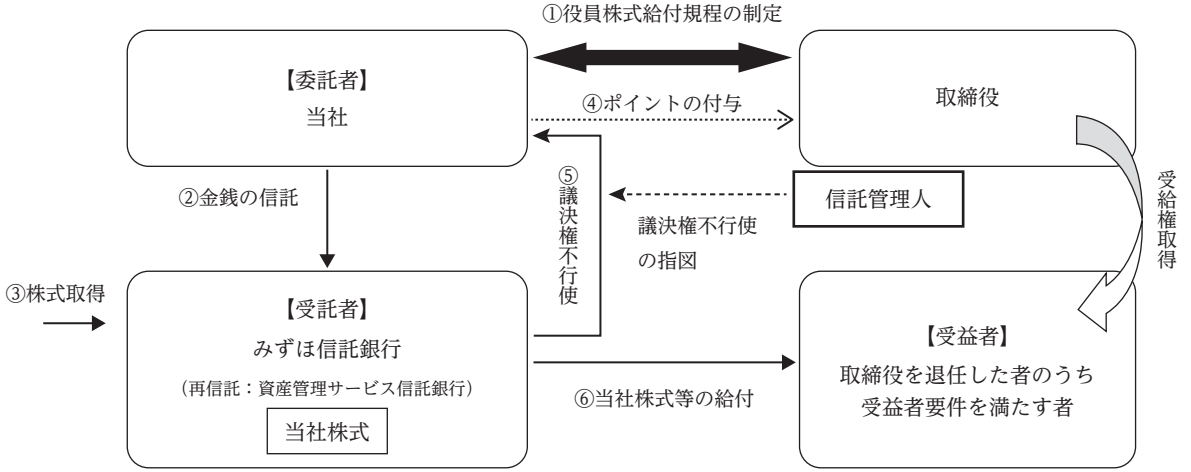
本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

（10）信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（9）により取締役に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

＜ご参考：本制度の仕組み＞



① 当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役にポイントを付与します。
⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
⑥ 本信託は、取締役を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役が「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

＜株主提案（第６号議案から第11号議案）＞

第６号議案から第11号議案は、株主からのご提案によるものであります。提案の内容及び提案の理由につきましては、提案株主から提出された株主提案書の記載に沿って、内容的な変更は加えずに転記したものであります。

第６号議案　取締役１名解任の件

１．議案の要領

取締役佐野公哉を解任する。

２．提案の理由

（１）　当社の経営状況

当社は、2011年12月に、2012年から2016年までの５年間における中期経営計画である「カタクラ2016」を策定・公表しました。しかし、「カタクラ2016」の集大成となるべき2016年(通期)の業績は、売上高も営業利益も「カタクラ2016」で掲げた目標にはとても及ばない惨憺たる状況であり、当社は、当該５年間において、著しい経営上の失敗を経験しました。株主として非常に遺憾に思うところです。

そのような中、当社は、2017年２月に、2017年から2021年までの５年間における中期経営計画である「カタクラ2021」を策定・公表しました。「カタクラ2021」は、上記のような大きな失敗を経て作成された中期経営計画であるため、いうまでもなく「カタクラ2016」と同じ失敗を繰り返さないように十分に検討されたものであることが期待されていました。しかしながら、「カタクラ2021」の内容及び遂行状況をみるに、早くも「カタクラ2016」の失敗が繰り返されているといわざるをえません。

まず、「カタクラ2021」には、「カタクラ2016」が目標とした業績を上回る業績目標が掲げられているにもかかわらず、基本戦略として掲げられている内容は「カタクラ2016」と全く同じであり、セグメント別戦略の内容を見ても、たとえば、当社自ら不振事業として掲げている繊維事業について「健康と美を追求する高付加価値インナーメーカーへの転換」、「新たな高機能素材の開発と耐熱性繊維の用途開発」など「カタクラ2016」と全く同じ内容の記載がみられ、当社が「カタクラ2016」の目標を達成できなかったことを深刻かつ真摯に受け止め、業績改善のために「カタクラ2016」の失敗を二度と繰り返さない新しい中期計画を定めたようにはみえません。また、当社は、「カタクラ2021」において、2021年までに新規事業により１億円の営業利益を生み出そうと計画していますが、営業利益の金額に比して、事業遂行上のリスク、投資金額及び事業継続による累計損失が大きいことを考慮すると、資源の無駄遣いであると言わざるを得ません。さらに、当社

は、2012年から2016年までの５年間で、研究開発費及び設備投資として180億円超を投じたにもかかわらず、2014年に４億7500万円、2015年に５億2400万円の営業損失を相次いで計上し、2016年においてようやく２億円の営業利益が得られたにとどまるという失敗を経験した医薬品事業について、改善のための具体的な策もないままに「カタクラ2021」においても更なる投資を計画しています。

このように、「カタクラ2021」の内容をみる限り、「カタクラ2016」の失敗が繰り返されることは目に見えています。

また、「カタクラ2021」の遂行状況を見ても、2017年の第３四半期までの業績及び2017年通期の業績予想によれば、当社の業績は、未だ2011年の営業利益の水準にすら到達していません。このままでは、「カタクラ2021」で掲げた目標の達成どころか、未達に終わった「カタクラ2016」で掲げた目標すら達成できる見込みがなく、過去の失敗が繰り返されることは明らかです。当社は2017年上半期に2017年度の業績目標を下方修正しており、最初の６ヶ月ですでに業績が低迷していることから考えて、今後も同様であることは想像に難くありません。

以上のとおり、当社は、2012年から2016年の経営において大きな失敗をしたばかりか、現時点においても軌道修正ができていない状況にあります。

（2） 経営責任の所在

上記のような経営状況をもたらした当社取締役会の株主に対する責任は重大です。とりわけ、「カタクラ2016」の失敗を繰り返すことが明らかな内容となっている「カタクラ2021」の策定を主導し、代表取締役社長への就任から２年半以上が経過しているにもかかわらず、全く当社の業績改善に貢献できていない佐野公哉氏の代表取締役としての経営責任は、他の取締役に比して著しく重大であるといわざるを得ません。

（3） 小括

以上の理由により、オアシスは、経営責任の追及のため、当社の代表取締役社長である取締役佐野公哉の解任を提案します。

第７号議案　定款一部変更の件（１）

１．議案の要領

現行定款第18条を以下のとおり変更する。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
（員　数） 第18条　当会社の取締役は、10名以内とする。	（員　数） 第18条　当会社の取締役は、12名以内とする。

２．提案の理由

第６号議案２.（１）で述べたとおり、「カタクラ2016」と「カタクラ2021」が大部分において似通っていることに象徴されるように、当社は、過去の経営体質を改善することができず、経営の軌道修正ができない状況に陥っています。当社がこのような状況を打開するには、採算部門と不採算部門それぞれにおいて、適切な「選択と集中」に基づく経営判断を行える新しい人材を経営陣に迎えることが必須であるといえます。また、外部から新たな人材を経営陣に迎えることは、当社の経営体制の監督強化にも資するものであります。

現行の当社定款によると、取締役は10名以内とされ、当社には現在取締役が９名いることを踏まえると、そのような新たな人材を経営陣に迎えるためには、取締役の員数を増員する必要があります。

そこで、オアシスは、当社定款第18条を一部変更して、取締役の員数を12名に増員すべきであると考えます。

第８号議案　取締役１名選任の件（１）

１．議案の要領

平田彰を取締役に選任する。

２．提案の理由

オアシスは以下の候補者を当社の社外取締役として選任すべきであると考えます。

不動産事業は、当社の事業の中で最も利益率が高く、かつ営業利益の大きいセグメントであり、「カタクラ2021」においても引き続きその位置づけは変わりません。さらに、「カタクラ2021」によれば、当社は、これまで行っていた社有地開発だけでなく、新規取得開発の推進によって事業領域を拡大する計画であるとのことです。このような新たな領域への事業拡大につき適切な経営判断を行うためには、不動産事業の専門家を取締役会に追加する必要があります。そしてオアシスは、その人物は、取締役会で臆せず意見が言

え、その知見を存分に活用できるよう、真に独立した社外取締役である必要があると考えます。

平田彰氏は、国内有数の商業施設の運営管理業務を行っている三井不動産商業マネジメント株式会社の取締役営業部長及び顧問であった経歴を持ち、商業施設へのテナント誘致やショッピングセンター事業の立ち上げ等について豊富な経験を有しています。また、その経歴の中で形成された業界関係者や潜在的なテナント候補との人脈は、当社の不動産事業を拡大していくうえで非常に有益です。そこでオアシスは、不動産事業部門を担当する社内取締役の本間淳一氏及び取締役会に適切な助言を与える独立社外取締役として、平田彰氏の選任を提案します。

なお、平田彰氏の略歴は次のとおりです。

氏　　名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
平田（ひらた）　彰（あきら） (1948年6月23日生)	1971年 4 月 株式会社麻樹取締役 1978年 9 月 株式会社ココ奈加邑専務取締役 1987年 12月 エム・エル・プロモーション株式会社(三井不動産株式会社の関連会社)営業部長 三井不動産株式会社出向（商業施設事業部） 1995年 11月 株式会社ららぽーと(現三井不動産商業マネジメント株式会社)リテール事業部事業部長 2000年 4 月 同社取締役営業部長 2009年 4 月 三井不動産商業マネジメント株式会社顧問 2009年 12月 フラットワーク株式会社代表取締役(現任) 2010年 3 月 三井不動産商業マネジメント株式会社顧問退任 (重要な兼職の状況) フラットワーク株式会社代表取締役	0株

第９号議案　取締役１名選任の件（２）

１．議案の要領

第６号議案又は第７号議案が可決された場合、中西悦朗を取締役に選任する。

２．提案の理由

オアシスは以下の候補者を当社の社外取締役として選任すべきであると考えます。

繊維事業は当社の事業の中でも採算性が極めて低い事業であり、構造改革が必要なセグメントです。オアシスはこれまで、当社は同事業から撤退すべきであると提言してきましたが、経営陣は耳を貸しませんでした。もし当社が今後も同事業から撤退しないのであれば、抜本的な構造改革が不可欠です。そのためには、繊維事業に知見があるのみならず、取締役会で臆せず意見が言え、これまでの当社のビジネスに捉われずにその知見を存分に活用できる、真に独立した社外取締役が必要です。また、「カタクラ2021」によれば、当社はアジアを中心に海外市場の開拓にも努めるとのことであり、繊維事業の海外進出についても知見のある人物はより適任です。

中西悦朗氏は、スポーツウェアの製造販売を行う株式会社デザント（原文のまま）の代表取締役社長を歴任し、海外売上の拡大を達成し、就任６年間で、売上高を600億円から850億円に伸長させ、売上利益を35億円から70億円まで拡大することに成功しました。そのうち８割の売上利益を海外部門によって確保しています。加えて、伊藤忠商事株式会社でも、常務執行役員を歴任し、繊維カンパニーのナンバー２として繊維部門の発展、最高利益の達成に貢献しました。これらの経験と知見は、抜本的な構造改革が必要な当社の繊維事業にまさにうってつけです。そこでオアシスは、繊維事業に知見があるとして昨年の定時総会で取締役に選任された藤本正明氏に加えて、真に独立した社外取締役として、中西悦朗氏の選任を提案します。

なお、中西悦朗氏の略歴は次のとおりです。

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する 当社株式の数
中西（なかにし）　悦朗（えつろう） （1948年1月27日生）	1971年 4 月 伊藤忠商事株式会社入社 1996年 4 月 Prominent Apparel Limited社長 2001年 6 月 伊藤忠商事株式会社執行役員、ITOCHU International Inc.北米繊維部門長 2003年 4 月 伊藤忠商事株式会社執行役員、テキスタイル・製品事業部長 2004年 4 月 同社常務執行役員、テキスタイル・製品事業部長 2005年 4 月 同社常務執行役員、繊維カンパニーエグゼクティブバイスプレジデント兼テキスタイル・製品事業部長 2007年 6 月 株式会社デサント代表取締役社長 2013年 6 月 同社代表取締役社長退任	0株

第10号議案　剰余金処分の件

1．議案の要領

直近事業年度(2017年1月1日から2017年12月31日)に係る期末配当については、以下のとおりとする。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金127円(配当総額44億7230万5000円)

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2018年3月31日

2．提案の理由

第6号議案2.(1)において言及した医薬品事業への投資など、現在の当社の事業投資には多くの無駄があります。2016年12月末時点でのその他利益剰余金は112億9100万円にも及びますが、当社の資本をそのような無駄な投資のために費やすくらいであれば、より多くの株主への利益還元が行われてしかるべきです。また、そうすることにより、潤沢な資本に甘えた非効率な現在の経営をより効率的なものへと改善する圧力が生じ、第11号議案においても言及するROEの改善にも資するものと考えられます。

したがって、オアシスは、上記議案の要領のとおり増配が行われるべきであると考えます。

第11号議案　定款一部変更の件（２）

１．議案の要領

現行定款に、以下の章及び条文を新設する。

第７章　ROEを意識した経営

(ROEを意識した経営)

第41条　中期経営計画を策定するか否かに関わらず、取締役会は、毎事業年度にかかる当会社の株主資本利益率(ROE)の具体的な数値目標を、事前に定めて公表する。また、取締役会は、毎事業年度にかかる事業セグメントごとの株主資本利益率(ROE)の具体的な数値目標も、事前に定めて公表する。

② 取締役会は、毎事業年度にかかる当会社の株主資本利益率(ROE)の結果(当会社全体についてのものと、事業セグメントごとのもの双方)を算定し、公表する。

③ 各取締役は、中期経営計画を策定、公表した場合、それは株主に対するコミットメントの一つであるとの認識に立ち、その実現に向けて最善の努力を行う。中期経営計画が目標未達成に終わった場合には、取締役会はその原因を十分に分析し、株主に対して説明を行うとともに、その分析結果を次の中期経営計画に反映させる。

(低ROE事業からの撤退)

第42条　当会社は、2018年末以降、毎事業年度末日時点で次のいずれかに該当する事業セグメントがある場合には、速やかにその事業から撤退する。具体的な撤退の日は、撤退する事業の状況その他の事情を勘案して取締役会で決定するものとするが、原則として翌事業年度の第２四半期末までに、仮にそれが難しい場合でも翌事業年度の末日までには、撤退が完了しなければならない。

１．同事業年度における、事業セグメントごとの株主資本利益率(ROE)が5%を下回った事業

２．同事業年度を含む直近５期における、事業セグメントごとの株主資本利益率(ROE)の年度平均値が5%を下回った事業

② 前項前段にかかわらず、前項の1.又は2.のいずれかに該当する事業セグメントであっても、取締役会が特に必要であると合理的根拠をもって判断し、かつ、詳細な事業計画が2事業年度以内に当該事業セグメントにおける株主資本利益率(ROE)が5%を上回る見込みであることを示す事業については、撤退しなくても良い。取締役会がかかる判断をした場合、代表取締役は、直後の定時株主総会で、その事業の必要性、その事業の事業計画とROE数値の見込み、及びそれらの合理的根拠を株主に説明し、

株主総会の普通決議により株主の追認を得なければならない。また、それらについて一般に開示しなければならない。

(高ROEが見込めない事業への参入制限)

第43条　当会社は、3事業年度以内に当該事業の株主資本利益率(ROE)が5%を上回ると合理的な根拠をもって見込めない事業には、新規参入しない。ただし、取締役会が特に必要であると合理的根拠をもって判断し、かつ詳細な事業計画が5事業年度以内に当該事業セグメントの株主資本利益率(ROE)が5%を上回る見込みであることを示す事業については、この限りでない。取締役会がかかる判断をした場合、代表取締役は、直後の定時株主総会で、その事業の必要性、その事業の事業計画とROE数値の見込み、及びそれらの合理的根拠を株主に説明し、株主総会の普通決議により株主の追認を得なければならない。また、それらについて一般に開示しなければならない。

2．提案の理由

2015年６月から施行されているコーポレートガバナンス・コードにおいては、具体的な経営戦略や経営計画について建設的な議論を行うことが取締役会の役割・責務の1つであるとされ(原則４－１)、経営戦略や経営計画の策定・公表にあたっては、収益計画や資本政策の基本的な方針が示されるべきであり、収益力・資本効率等に関する目標も提示されるべきであるとされています(原則５－２)。そして、経済産業省のプロジェクト「持続的成長への競争力とインセンティブ～企業と投資家の望ましい関係構築～」の最終報告書(いわゆる伊藤レポート)は、ROEの水準として8%が最低ラインであり、より高い水準を目指すべきであるとしています。また、コーポレートガバナンス・コードは、取締役会及び経営陣幹部に対し、「中期経営計画も株主に対するコミットメントの一つであるとの認識に立ち、その実現に向けて最善の努力を行うべきである。中期経営計画が目標未達成に終わった場合には、(中略)株主に説明を行うとともに、その分析を次期以降の計画に反映させるべきである。」と行動指針を示しています(補充原則４－１②)。

当社が2017年４月25日に提出したコーポレートガバナンス報告書においては、原則４－１も補充原則４－１②も原則５－２も、当社は実施することになっておりますので、オアシスは、当社の取締役会メンバーにはコーポレートガバナンス・コードの原則４－１及び原則５－２を遵守しつつ、同時に、ROE(株主資本利益率)を意識した質の高い経営を行うことを望みます。そこで、当社定款に第７章「ROEを意識した経営」を新設して、定款規定によって、取締役会メンバーに、毎事業年度の株主資本利益率(ROE)の具体的な数値目標、及び主要な事業セグメントごとのROEの具体的な数値目標を、取締役会で事前

に決定して公表するように義務づけることを提案します(新設の第41条１項)。また、中期経営計画を策定・公表しても、そこで掲げた目標を達成することができない取締役会のメンバーに補充原則４－１②を遵守してもらうため、これと同内容の定款規定を新設することを提案します(新設の第41条３項)。

また、当社のROEとその投下資本利益率(ROIC)は依然として低い数値であるのに対し、平均資本コストは約7%です。このことは、当社が、その資本コストをカバーするために十分な収益を生み出しておらず、当社の企業価値を毀損させていることを意味します。オアシスは、このように、当社の著しい業績低迷は、当社が不採算事業に固執しているためであると分析しています。そこで、オアシスは、当社は低ROE事業から撤退すること、及び高ROEが見込めない事業へは参入しないこと、の２点を定款に明記することを提案します(新設の第42条及び第43条)。最低でもこのような基準を設けない限り、多くの低採算事業又は不採算事業により、当社の企業価値は著しく損なわれる結果を招くことは過去の業績からしても明らかです。

なお、伊藤レポートは、日本企業にROE最低8%を目指すべきであるとしていますが、オアシスは当社にそこまで高いハードルは求めず、まずはROE5%を目指して欲しいと願っています。それは、当社の資本コストよりなお低い水準ですが、それでも、業績改善に向けた第一歩にふさわしい基準であると考えております。本提案は、その程度のROEすら実現できない事業からの撤退を求めるものであり、かなり現経営陣に配慮した提案であると考えております。

◇当社取締役会の意見

取締役会としては、**第６号議案から第11号議案の全てに反対**いたします。その理由は、以下のとおりです。

１．第６号議案「取締役１名解任の件」について

①　当社の経営状況について

当社グループは製糸業を祖業とし、1873（明治６）年の創業以来、144年の永きに亘る企業経営の中で築き上げた有形無形の資産を強みに、事業の拡大・多角化を推進してまいりました。前中期経営計画「カタクラ2016」（2012～2016年）では、「成長事業への転換」と「新規事業の創出」をグループ全体の基本戦略に掲げ、取り組んでまいりました。2016年度の業績は、前中期経営計画で掲げた目標を大幅に下回る結果となりましたものの、大型社有地開発プロジェクトを中心とする不動産事業が計画どおり順調に推移したほか、機械関連事業において、営業利益は計画値を下回ったものの、損益が改善するなど、一定の成果を挙げることができました。また、医薬品事業においても、薬価改定の影響等により計画値を達成することはできなかったものの、経皮吸収型β１遮断剤「ビソノテープ」を計画どおり上市するなどの成果がみられました。

当社は、かかる前中期経営計画の分析を踏まえ、2017年２月14日に、2017年度から2021年度の５カ年を計画期間とする中期経営計画「カタクラ2021」を策定し、公表いたしました。提案株主は、「カタクラ2021」の基本戦略が「カタクラ2016」と全く同じであり、「カタクラ2016」の失敗が活かされていないと指摘されています。しかしながら、「カタクラ2016」の基本戦略は、10年後の当社の事業ビジョンを見据えて作成されたものです。とりわけ、基本戦略として掲げた「成長事業への転換」と「新規事業の創出」は、「分散と融合」を追求し、健康、安全・快適、環境との共生を実現する企業集団を目指す当社グループにとって、普遍的なテーマに他なりません。「カタクラ2021」は、基本戦略こそ前中期経営計画と同様でありますが、その内容は大きく異なります。業績・財務が芳しくない事業の一部については、撤退も視野に入れた構造改革を断行する一方、継続的に成長している事業及び重点戦略分野については、業務提携・M&Aのほか、外部資源の有効活用等、各種施策を積極的に推進してまいります。提案株主が投資計画を問題視する医薬品事業につきましても、研究開発体制の見直し（自社完結型から共同開発への転換による効率化）及び営業体制の

見直しによる構造改革の一方で、主力である循環器領域に加え、周辺領域である腎・透析領域に参入する等、前中期経営計画の経験を活かし、経営資源の選択的かつ集中的な投下により、企業価値向上に努めてまいります。

なお、提案株主は、2017年度上半期に2017年度通期の業績予想を下方修正したことを論難されていますが、この業績予想の修正は、主として退職給付費用の増加に伴うものであり、「カタクラ2021」で掲げております本質的な取組みに、何ら揺るぎはありません。

② 経営責任の所在について

以上のとおり、当社グループは、前中期経営計画「カタクラ2016」の分析を踏まえて策定いたしました「カタクラ2021」で掲げた目標を達成するべく、現代表取締役社長の下、役職員一丸となって、社業に励んでおります。「カタクラ2021」を着実に実行し、最終年度の業績目標を達成することこそが、当社の代表取締役をはじめとする経営陣の株主の皆様に対する最大の責任と認識しており、現代表取締役社長は、強固なリーダーシップをもって当社グループを牽引しております。現代表取締役社長の解任の必要はなく、また、解任は不適切であります。

2．第７号議案「定款一部変更の件（１）」、第８号議案「取締役１名選任の件（１）」及び第９号議案「取締役１名選任の件（２）」について

① 取締役会の構成についての考え方

当社の取締役会は、当社が提案いたします第２号議案「取締役１名選任の件」を原案どおりご承認いただくと、８名の取締役（うち社外取締役２名）と４名の監査役（うち社外監査役２名）をもって構成されることとなります。当社は、当社の規模、事業内容、経営状況等に照らし、取締役会全体としてのバランスや多様性、専門的知見、経験等を勘案いたしまして、規模、陣容ともに、このメンバーをもって取締役会を構成することが、現時点において最適と判断しており、定款の取締役の員数の定めを変更（増員）する必要はないと考えております。

② 指名・報酬諮問委員会の設置について

当社は、平成29年11月に、社外取締役の知見及び助言を活かすとともに、指名及び報酬等の決定に関する手続の客観性及び透明性を確保し、もって取締役会の監督機能を向上させ、コーポレート・ガバナンス機能のさらなる充実を図ることを目的として、指名・報酬諮問委員会を設置しております。同諮問委員会は、当社代表取締役社長、及び２名の独立社外取締役の計３名の委員をもって構成され、独立社外取締役が委員長を務めており、①取締役、監査役及び執行役員の人事に関する事項、②後継者の計画に関する事項、③取締役、監査役の報酬等に関する事項の審議をその職務としております。当社が提案いたします第２号議案「取締役１名選任の件」につきましても、同諮問委員会の審議を経た上で当社取締役会により決定しており、こうした候補

者の選定プロセスに照らしましても、当社取締役会といたしましては、同議案に係る候補者１名と留任いたします取締役７名の総勢８名が当社取締役として最適任と判断しております。したがいまして、株主提案に係る候補者２名を取締役として選任する必要はないと考えております。

③　外部の専門的知見の活用について

提案株主の提案理由に敷衍して申し上げますと、提案株主は、不動産事業の専門家及び繊維事業の海外進出について知見のある方を当社取締役として推薦するとしております。当社取締役会といたしましても、業務執行に係る意思決定の前提として必要な外部の専門的知見を取り入れることの重要性は十分に認識しているところであります。しかしながら、当社グループは、『分散と融合を追求し、健康、安全・快適、環境との共生を実現する企業集団を目指し、新しい「成長の芽」を創り出す。』との経営ビジョンの下、幅広い事業を展開しております。こうした当社の業務執行の決定及び経営の監督を担う取締役の資質としてまず求められるのは、特定分野の専門的知見に秀でていることではなく、当社グループの事業全体について鳥瞰的視野をもって経営判断を行うことのできるバランス力、大局観といったものと考えております。

なお、専門的知見の活用につき、不動産事業に関して申し上げれば、当社は、平成30年１月25日の取締役会において、同年２月１日付で、大型商業施設（ららぽーと等）の開発・運営をはじめとして不動産事業全般に従事され、豊富な経験と実績に基づき、同事業に係る高い知見を有する大室康一氏（三井不動産株式会社 元代表取締役副社長）を特別顧問として迎えることを決定し、公表しております。このように、当社は、外部の専門的知見を経営に取り入れる際には、顧問、アドバイザーといった形で、直接的に事業にコミットしていただける形を原則としております。

また、繊維事業に関して申し上げれば、現在、外部コンサルタントの助力も得て、抜本的な構造改革を断行しており、一例として、平成30年２月14日の取締役会において連結子会社の事業撤退を決定し、公表しております。

このように、当社は、外部の専門的知見を適時適切に取り入れながら多角的に事業を遂行しておりますので、株主提案に係る候補者２名を取締役として選任する必要はないと考えております。

3．第10号議案「剰余金処分の件」について

当社は、株主の皆様の配当に対する予測可能性を高め、株主の皆様のご期待に中長期的にお応えするため、剰余金の配当につきましては、当期の業績と今後の事業展開等を勘案しつつ、安定配当を維持することを基本としております。

かかる配当方針に基づき、当期につきましては、当社が提案いたします第１号議案「剰余金の処分の件」のとおり、前期に比べ２円増配して１株当たり12円の配当をご提案差し上げております。これは、「カタクラ2021」においてお示ししております「愛される200年企業」の礎を築くために今後必要と見込まれる選択的かつ集中的な投資も勘案した上で、上述の配当方針に照らして決定したものであります。

株主提案のような一時的な高配当は、当社の配当方針に反するばかりか、当社の中長期的な成長のための投資を阻害する結果を招くものと考えざるを得ず、当社を中長期的に支えてくださる多くの株主の皆様のご期待に反するものに他なりません。

4．第11号議案「定款一部変更の件（２）」について

当社は、経営の評価指標としてROEが注目を集めている事実は認識しており、もとより当社経営陣も、ROEを含む各種指標を意識しながら当社の経営に取り組んでおります。しかしながら、第11号議案「定款一部変更の件（２）」の提案内容は、定款の性質に馴染まないばかりか、当社の経営陣に対し、過度にROEに縛られた経営を強いることとなり、かえって当社の企業価値向上の妨げとなるおそれがあるものと思量いたします。以下、この理由を述べます。

① 定款の性質に馴染まないこと

会社の定款は、法令の定めに従って会社の基本的な方針等を定めるものであり、特定の経営指標や個々の経営判断に関する事項を定めることはその性質に馴染まないものと考えております。このような点において、第11号議案「定款一部変更の件（２）」の提案内容は、定款の性質に馴染まないものと思量いたします。

② 過度のROE偏重は当社の経営に適さないこと

また、当社経営陣は、現時点における当社の経営に当たり、ROEを結果としての参考指標と位置付けており、唯一の目標とする考えは有しておりません。当社経営陣といたしましても、資本効率の重要性を軽視する考えはございません。しかしながら、分散と融合を旨とし、リスクを回避しつつ安定した事業基盤を構築することにより、健康、安全・快適、環境との共生を実現することを目指す当社にとって、短期的な資本効率の向上を過度に追求することは、かえって中長期に亘る持続的成長の妨げになるおそれがあります。当社経営陣は、現時点における当社の経営に当たり、ROEではなく営業利益率を重視すべきと考えており、営業利益率目標の着実な達成により、ROEの改善が結果として伴ってくるものと考えております。

③　中期経営計画「カタクラ2021」について

上記１.のとおり、当社グループは、中期経営計画「カタクラ2021」で掲げた目標を達成するべく、役職員一丸となって、社業に励んでおります。「カタクラ2021」を着実に実行することが当社の持続的成長の礎を築くものであり、最終年度の業績目標を達成することこそが、当社の代表取締役をはじめとする経営陣の株主の皆様に対する最大の責任と認識しております。

なお、「カタクラ2021」の計画最終年度であります2021年度には、売上高566億円（対2016年度実績対96億円増）、営業利益52億円（同37億円増）、営業利益率9.2％（同6.0ポイント増）を計画しております。

５．提案株主との対話について

当社は、株主との建設的な対話の重要性を認識しており、これを促進するため、機関投資家からの個別面談等の申出にも丁寧に対応するよう努めております。当社といたしましては、第６号議案から第11号議案の提案株主であるオアシス・インベストメンツII・マスター・ファンド・リミテッドとの間におきましても、こうした方針の下、当社の企業価値向上のための建設的な対話に継続的に努めてまいりましたにもかかわらず、今般、これまでの対話の内容とかけ離れた株主提案を一方的に受けたことに大変驚いており、また、遺憾の念を禁じ得ません。

以上の理由により、当社取締役会は、第６号議案から第11号議案の全てに反対いたします。

当社は、「カタクラ2021」の達成に向け、経営陣、従業員一同、誠心誠意、尽力してまいる所存でおります。株主の皆様の一層のご理解とご支援を賜りたく、お願い申し上げます。

以　上

（添付書類）

事　業　報　告

（平成29年１月１日から
平成29年12月31日まで）

１．企業集団の現況

（１） 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度（以下「当期」）におけるわが国経済は、個人消費が持ち直し、設備投資が緩やかに増加していることにより、雇用環境、企業収益が改善しており、全体としては緩やかな回復基調が続いております。

このような環境のなか、当社グループは「成長事業への転換」に向けた基盤構築を図るとともに、「新規事業の創出」に取り組んでおります。繊維・医薬品・機械関連等の製造事業におきましては、より一層のコストダウン努力に加えて、付加価値の高い製品提供や独自性のある製品の開発強化に努めてまいりました。ショッピングセンター等の不動産事業におきましては、社有地開発による収益の拡大、既存商業施設の鮮度向上による収益の安定に努めてまいりました。当期９月には「コクーンシティ」の更なる街機能の充実を図り、ヨガスタジオ・ボルダリングジムの「コクーンアスレチックス」をオープンさせております。新規事業におきましては、事業規模拡大・収益力強化を図ってまいりました。

この結果、当期の売上高は、機械関連事業において、消防自動車関連で一般車両の受注増で増収となったものの、医薬品事業で後発品使用促進政策強化により経皮吸収型・虚血性心疾患治療剤「フランドルテープ」等の長期収載品が減収となったこと等により、461億85百万円（前期比1.6％減）となりました。

営業利益は、不動産事業の増益や医薬品事業の研究開発費等の販売管理費の減少により19億１百万円（前期比27.9％増）となり、経常利益は26億60百万円（前期比23.6％増）となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、12億24百万円（前期比27.6％減）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

企業集団の事業別売上高

事業区分	前期		当期		前期比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
繊維事業	9,635	20.5	9,132	19.8	△503	△5.2
医薬品事業	15,065	32.1	14,271	30.9	△793	△5.3
機械関連事業	9,412	20.1	9,689	21.0	276	2.9
不動産事業	10,188	21.7	10,380	22.5	192	1.9
その他	2,626	5.6	2,712	5.8	85	3.3
合計	46,927	100.0	46,185	100.0	△741	△1.6

(繊維事業)

繊維事業は、耐熱性繊維等の機能性繊維が堅調に推移したものの、カジュアルインナーが低迷したため、減収となりました。

この結果、繊維事業の売上高は91億32百万円（前期比5.2％減)、営業損益は１億35百万円の損失（前期は２億50百万円の損失）となりました。

(医薬品事業)

医薬品事業は、後発品使用促進政策強化により経皮吸収型・虚血性心疾患治療剤「フランドルテープ」、狭心症治療用ISMN製剤「アイトロール錠」等の長期収載品が減収となりました。

この結果、医薬品事業の売上高は142億71百万円（前期比5.3％減）となりました。

営業利益は研究開発費等の販売管理費の減少により５億81百万円（同191.1％増）となりました。

(機械関連事業)

機械関連事業は、トラック部品が前期並みに推移し、消防自動車関連が大容量送水ポンプ車等で減収となったものの、一般消防車の受注増により増収となりました。

この結果、機械関連事業の売上高は96億89百万円（前期比2.9％増)、営業損益は売上総利益率が低下したため１億68百万円の損失（前期は88百万円の利益）となりました。

（不動産事業）

不動産事業は、平成28年４月に実施した「コクーン１」リニューアルによるテナント賃料の増加により増収となりました。

この結果、不動産事業の売上高は103億80百万円（前期比1.9％増）、営業利益は35億75百万円（同12.6％増）となりました。

（その他）

その他の区分は、ホームセンター、ビル管理サービス、訪花昆虫の販売、新規事業である低カリウムレタス、はなびらたけの生産・販売、デイサービス等により構成されております。

ホームセンターは、「マルベリーガーデン」で増収となりましたが、その他の既存店が低迷し減収となりました。新規事業は事業拡大により増収となりました。

この結果、その他の売上高は27億12百万円（前期比3.3％増）、営業損益は、新規事業のコストが嵩み３億84百万円の損失（前期は5億11百万円の損失）となりました。

② 設備投資の状況

当期中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は20億77百万円であります。

イ．当期中に完成した主要設備
該当事項はありません。

ロ．当期において継続中の主要設備の新設、拡充
該当事項はありません。

ハ．当期中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失
該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

当期中に、「東京スクエアガーデン」ビル建設借換資金並びに設備改修資金として、金融機関から32億円の調達を行いました。

その他募集株式の発行及び社債発行等の特記すべき資金調達はありません。

（2） 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第 106 期 (平成26年12月期)	第 107 期 (平成27年12月期)	第 108 期 (平成28年12月期)	第 109 期 （当　　期） (平成29年12月期)
売上高 (百万円)	44,428	48,573	46,927	46,185
営業利益又は営業損失（△） (百万円)	404	△190	1,486	1,901
経常利益 (百万円)	890	507	2,152	2,660
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	268	226	1,691	1,224
１株当たり当期純利益 (円)	7.62	6.44	48.11	34.83
総資産 (百万円)	138,773	150,936	144,659	144,573
純資産 (百万円)	78,531	79,304	78,906	80,899
１株当たり純資産額 (円)	1,575.46	1,589.79	1,580.81	1,644.81

（注）１．１株当たり当期純利益は自己株式控除後の期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は自己株式控除後の期末発行済株式総数により算出しております。
２．表中の△印は損失を示しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 106 期 (平成26年12月期)	第 107 期 (平成27年12月期)	第 108 期 (平成28年12月期)	第 109 期 （当　　期） (平成29年12月期)
売上高 (百万円)	15,272	15,501	16,874	16,960
営業利益又は営業損失（△） (百万円)	613	△120	1,010	1,087
経常利益 (百万円)	768	392	1,255	1,353
当期純利益 (百万円)	463	381	1,393	805
１株当たり当期純利益 (円)	13.18	10.84	39.63	22.92
総資産 (百万円)	63,712	76,390	73,340	75,002
純資産 (百万円)	23,317	22,723	22,931	24,939
１株当たり純資産額 (円)	663.31	646.43	652.36	709.49

（注）１．１株当たり当期純利益は自己株式控除後の期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は自己株式控除後の期末発行済株式総数により算出しております。
２．表中の△印は損失を示しております。

（3） 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
	百万円	%	
株式会社ニチビ	468	76.0	水溶性繊維、耐熱性繊維の製造・販売
トーアエイヨー株式会社	300	57.8	医療用医薬品の製造・販売
オグランジャパン株式会社	150	100.0	カジュアルインナーの製造・販売
日本機械工業株式会社	172	70.5	消防自動車の製造・販売
片倉機器工業株式会社	100	100.0	農業用機械の製造・販売
カフラス株式会社	72	100.0	補整下着の製造・販売
株式会社片倉キャロンサービス	65	100.0	ビル管理サービス

（注）当社の連結子会社は、上記の重要な子会社７社であります。

（4） 対処すべき課題

当社グループは、『愛される200年企業の礎ができていること』を到達目標とした、2017年から2021年の5カ年を計画期間とする中期経営計画「カタクラ2021」を策定いたしました。

「カタクラ2021」の達成に向け、基本戦略である「成長事業への転換」と「新規事業の創出」に、グループ全社をあげて継続して取り組んでまいります。

＜「カタクラ2021」の基本戦略＞

◎ 成長事業への転換
- 多様化する顧客ニーズに対応し、特定領域でのＮｏ.１を目指す
- 既存事業のビジネスモデルを見直し、成長事業へシフトすることで、収益基盤を強化する
- 新興国市場の開拓を推進する

◎ 新規事業の創出
- 多角化した事業のシナジーを効かせ、新規事業を創出する
- 人々の潜在ニーズに応え、独創的な製品やサービスを提供することで、成長事業を創出する
- 長期的な展望のもとでカタクラグループの新たな柱となる事業を創出する

＜対処すべき課題＞

当社グループは2018年度中を目途に構造改革を完了させ、継続的な成長が見込めるビジネスモデルへの転換を進めております。

不採算ビジネスの縮小や一部事業の撤退等により、保有する経営資源を成長事業へ振り向けるとともに、更なる事業領域拡大のため、業務提携やM＆A等を活用して目標の早期実現を図ってまいります。

各事業の対処すべき課題は次のとおりです。

（繊維事業）

実用衣料においては低採算商品の絞り込みや販売ルートの見直し、物流・生産体制の改善によるコスト削減や収益向上に加え、一部事業の撤退等により抜本的な事業再構築を目指します。また、新ブランドである「Katakura Silk」など天然繊維の特徴を活かした商品ラインナップ拡充により、市場開拓を図ってまいります。さらに、機能性繊維においては、新たな高機能素材の開発と耐熱性繊維の用途開発を進めてまいります。

（医薬品事業）

主力の循環器領域に加え、新たに参入した腎・透析領域でのプレゼンス向上に努めてまいります。戦略製品である経皮吸収型β１遮断剤「ビソノテープ」の適応追加と改良製剤の上市とともに、高付加価値後発品の開発を推進し、製品ラインナップの拡充を図ります。また、新薬の研究開発においては他社との共同開発に取り組む等、一層の効率化に努めてまいります。

（機械関連事業）

消防自動車においては部品の標準化や設計工程の改善等の原価低減に努め、安定した収益構造への転換を図ります。また、他社との業務提携等による業容拡大や生産能力の向上に努めます。さらに、大容量水中ポンプシステム「Vowcan(ボーキャン)」の消防ポンプとしての認定取得により、防災関連分野への進出に取り組んでまいります。

（不動産事業）

「コクーンシティ」の実績を活かし、顧客ニーズに応えるべく、さいたま新都心の第三期開発計画を推進するとともに、まちづくり視点で周辺エリアにおけるビジネスの拡充に努めてまいります。また、さいたま新都心以外の社有地開発による収益の拡大、及び既存商業施設の鮮度向上、再構築による収益の安定に努めます。さらに、不動産取得による新規開発については事業領域拡大に向け、商業系・業務系物件を中心に検討を行なってまいります。

（新規事業）

現在取り組んでいる新規事業については、継続的な成長が見込めるビジネスモデルへの転換を進めてまいります。

アグリビジネスにおいては現在展開中の低カリウムレタス、はなびらたけに加え、新たにケール等の高付加価値野菜の開発に取り組んでまいります。介護福祉機器として開発した前広便座は、まちづくり条例に適合したオストメイト（※）対応トイレの設置ニーズが高まる中、小売店や飲食店等の生活関連施設への拡販に努めてまいります。

※人工肛門や人工膀胱（ぼうこう）保有者の方

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

（5） 主要な事業内容（平成29年12月31日現在）

事業区分	事業内容
繊維事業	肌着、靴下、絹製品、カジュアルインナー、補整下着、機能性繊維の製造・販売、ブランドライセンス業等
医薬品事業	医療用医薬品の製造・販売
機械関連事業	消防自動車、自動車部品、農業用機械等の製造・販売、石油製品等の輸入販売
不動産事業	ショッピングセンターの運営、不動産賃貸
その他	ホームセンター、ビル管理サービス、訪花昆虫の販売、低カリウムレタス・はなびらたけの生産・販売、化粧品の企画・販売、デイサービス、介護福祉機器の企画・販売等

（6） 主要な営業所及び工場（平成29年12月31日現在）

① 当社

本社	東京都中央区明石町６番４号
生物科学研究所	塩尻（長野県）
営業部（衣料品）	大阪（大阪府）
機械電子工場	加須（埼玉県）
植物工場	前橋（群馬県）、加須（埼玉県）
ショッピングセンター	加須、熊谷、さいたま（以上埼玉県） 松江（島根県）、いわき（福島県） 熊本（熊本県）、宮之城（鹿児島県） 白石（宮城県）、沼津（静岡県）
共同ビル	東京（東京都）
ホームセンター	平（福島県）、石和（山梨県）
園芸とペット専門店	さいたま（埼玉県）
デイサービス	品川、武蔵野（以上東京都）

② **子会社**

株式会社ニチビ

本社	東京都中央区
工場	静岡（静岡県）

トーアエイヨー株式会社

本社	東京都中央区
研究所	東京（埼玉県）、福島（福島県）
製剤技術センター	福島（福島県）
合成技術センター	福島（福島県）
工場	福島（福島県）、仙台（宮城県）
支店	札幌（北海道）、仙台（宮城県） 東京第一（東京都）、東京第二（群馬県）、東京第三（埼玉県） 名古屋（愛知県）、大阪（大阪府）、京都（京都府） 広島（広島県）、高松（香川県）、福岡（福岡県）
営業所	盛岡（岩手県）、郡山（福島県）、立川（東京都） 横浜（神奈川県）、松本（長野県）、水戸（茨城県） 新潟（新潟県）、千葉（千葉県）、静岡（静岡県） 神戸（兵庫県）、堺（大阪府）、金沢（石川県）、岡山（岡山県）

オグランジャパン株式会社

本社	東京都中央区
支店	大阪（大阪府）、東京（東京都）
商品センター	観音寺（香川県）

日本機械工業株式会社

本社	東京都中央区
工場	八王子（東京都）
営業所	仙台（宮城県）、東京（東京都）、名古屋（愛知県） 大阪（大阪府）、福岡（福岡県）

片倉機器工業株式会社

本社	東京都中央区
工場	松本（長野県）

カフラス株式会社

本社	東京都中央区
営業所	松本（長野県）、東京（東京都）

株式会社片倉キャロンサービス

本社	東京都中央区

（7） 使用人の状況（平成29年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前期比増減
繊維事業	253（ 67）名	1名減（ 2名増）
医薬品事業	530（ 0）	29名減（ 増減なし）
機械関連事業	303（ 43）	7名増（ 3名減）
不動産事業	59（ 0）	増減なし（ 1名減）
その他	107（ 742）	9名減（ 49名増）
全社（共通）	98（ 2）	1名増（ 増減なし）
合計	1,350（ 854）	31名減（ 47名増）

（注）使用人数は就業員数であり、臨時従業員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期比増減	平均年齢	平均勤続年数
338（ 91）名	11名減（ 5名増）	40.5歳	17.4年

（注）使用人数は就業員数であり、臨時従業員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

（8） 主要な借入先の状況（平成29年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	4,066百万円
株式会社八十二銀行	2,501
一般財団法人民間都市開発推進機構	2,133
農林中央金庫	1,752
明治安田生命保険相互会社	1,046

2．会社の現況

(1) 株式の状況（平成29年12月31日現在）

① **発行可能株式総数**　140,000,000株

② **発行済株式の総数**　35,215,000株（自己株式62,989株を含む）

③ **株　主　数**　8,098名

④ **大　株　主（上位10名）**

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
OASIS INVESTMENTS II MASTER FUND LTD.	2,441	6.94
三井物産株式会社	2,200	6.25
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	2,115	6.01
株式会社みずほ銀行	1,690	4.80
農林中央金庫	1,690	4.80
大成建設株式会社	1,400	3.98
合同会社モンシャーレ	1,400	3.98
明治安田生命保険相互会社	999	2.84
東京建物株式会社	980	2.78
片倉共栄会	824	2.34

（注）1．持株比率は自己株式（62,989株）を控除して計算しております。
2．三井物産株式会社の持株数は、同社が退職給付信託の信託財産として拠出しているものであります（株主名簿上の名義は「日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（三井住友信託銀行再信託分・三井物産株式会社退職給付信託口）」であります）。

(2) 新株予約権等の状況

① **当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況**

該当事項はありません。

② **当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**

該当事項はありません。

（3） 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成29年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	竹内彰雄	
代表取締役社長	佐野公哉	
専務取締役	田中淳	医薬品事業部門、管理部門担当
常務取締役	古田良夫	機械関連事業部門、生物科学研究所、新規事業開発部担当
常務取締役	本間淳一	不動産事業部門（商業施設事業部長委嘱）、小売事業部担当
常務取締役	藤本正明	繊維事業部門（衣料品事業部長委嘱）担当
取締役	片倉康行	片倉興産株式会社代表取締役社長
取締役	前山忠重	アピックヤマダ株式会社社外取締役（監査等委員）
取締役	二島英郎	農中ビジネスサポート株式会社監査役
常勤監査役	大森邦雄	
常勤監査役	吹出淳一	
監査役	五日市喬弘	株式会社千葉興業銀行社外監査役
監査役	前田勝生	明治安田ライフプランセンター株式会社代表取締役会長

（注）1．取締役前山忠重及び取締役二島英郎の両氏は、社外取締役であります。
2．監査役五日市喬弘及び監査役前田勝生の両氏は、社外監査役であります。
3．当事業年度中の取締役の異動
(1) 取締役岩ケ谷研司氏は、平成29年３月30日開催の第108回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
(2) 藤本正明及び二島英郎の両氏は、平成29年３月30日開催の第108回定時株主総会において新たに取締役に選任され就任いたしました。
4．取締役二島英郎氏は、平成29年6月25日付で株式会社農林中金総合研究所の顧問を退任し、平成29年6月26日付で農中ビジネスサポート株式会社の監査役に就任いたしました。
5．監査役前田勝生氏は、明治安田生命保険相互会社において財務部門の業務経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6．当社は、取締役前山忠重、取締役二島英郎、監査役五日市喬弘及び監査役前田勝生の４氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

7．当社は、執行役員制度を導入しております。
執行役員は、次のとおりであります。

会社における地位	氏　名	担　当
執行役員	高田立雄	日本機械工業株式会社出向（代表取締役社長）
執行役員	柿本勝博	株式会社ニチビ出向（取締役）

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役竹内彰雄、取締役片倉康行、取締役前山忠重、取締役二島英郎の４氏及び各監査役との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任につき法令が規定する額を限度とする契約を締結しております。

（注）取締役竹内彰雄及び取締役片倉康行の両氏は業務を執行していない取締役であります。

③ 取締役及び監査役の当事業年度に係る報酬等の総額

区　分	員　数	報酬等の額
取締役	10名	183百万円
（うち社外取締役）	（3）	（10）
監査役	4	39
（うち社外監査役）	（2）	（10）
合計	14	223

（注）１．上記には、平成29年３月30日開催の第108回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名（うち社外取締役１名）を含んでおります。
２．取締役の報酬限度額は、平成21年３月27日開催の第100回定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議をいただいております。
３．監査役の報酬限度額は、平成21年３月27日開催の第100回定時株主総会において年額50百万円以内と決議をいただいております。
４．上記の支給額には、以下のものが含まれております。
当事業年度に係る役員賞与
取締役　５名　24百万円

④ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職先と当社との関係

・取締役前山忠重氏は、アピックヤマダ株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。なお、当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

・取締役二島英郎氏は、平成29年6月25日付で株式会社農林中金総合研究所の顧問を退任し、平成29年6月26日付で農中ビジネスサポート株式会社の監査役に就任いたしております。なお、当社と両兼職先との間に特別の関係はありません。

・監査役五日市喬弘氏は、株式会社千葉興業銀行の社外監査役であります。なお、当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

・監査役前田勝生氏は、明治安田ライフプランセンター株式会社の代表取締役会長であります。なお、当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	活　　動　　状　　況
取締役前山忠重	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席し、主に金融会社の経営者としての豊富な経験に基づき、その専門的な見地からの発言を適宜行っております。
取締役二島英郎	平成29年３月30日就任以降に開催された取締役会10回のうち10回に出席し、主に事業会社の経営者としての豊富な経験に基づき、その専門的な見地からの発言を適宜行っております。
監査役五日市喬弘	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席し、監査役会15回のうち14回に出席いたしました。主に事業会社の経営者としての豊富な経験に基づき、その専門的な見地からの発言を適宜行っております。
監査役前田勝生	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席し、監査役会15回のうち15回に出席いたしました。主に生命保険会社の経営者としての豊富な経験に基づき、その専門的な見地からの発言を適宜行っております。

（4） 会計監査人の状況

① **名称**　　有限責任監査法人トーマツ

② **報酬等の額**

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	40百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40百万円

（注）1．会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由
当社の監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置等の内容、前事業年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
2．当事業年度に係る報酬等の額は、当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、合計額を記載しております。

③ **会計監査人の解任又は不再任の決定方針**

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議により、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

（5） 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（1） 当社は、当社及びグループ各社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすための規範となる「カタクラグループ行動憲章」を制定し、企業倫理のさらなる向上と社内規程の周知・徹底を図ります。

（2） 当社は、取締役の職務の執行の適法性を確保するための牽制機能として、社外取締役を選任します。

（3） コンプライアンスの推進については、各部門及びグループ各社で実施するとともに、当社はコンプライアンス担当部門を設置し、担当役員を選任することにより、グループ全体の総合的なコンプライアンス体制の維持・向上を図ります。

（4） 当社グループは、「企業倫理通報規程」に基づき、内部通報制度「グループホットライン」を運用し、不正・違反行為等の早期発見・是正を図ります。

（5） 当社は、社長直轄の監査部門による内部監査を実施し、内部統制の有効性と妥当性を確保します。

（6） 当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行います。

（7） 当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決します。反社会的勢力及び団体による不当要求がなされた場合には、総務部門を対応統括部署とし、警察等の外部専門機関と緊密な連携をもちながら、組織全体として対応します。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び文書・情報管理に係る社内規程等に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書（電磁的記録を含む）に記録・保存し、取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合には常時閲覧できる体制とします。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（1） 当社は、当社及びグループ各社の事業活動に係る様々なリスクについて、各部門及びグループ各社で管理するとともに、「リスク管理規程」に従い、社長を委員長とする「リスク統括委員会」を設置し、総合的なリスク管理体制の維持・向上を図ります。

（2） 新たにリスクが発生した場合は、速やかに担当部門を決定し対応します。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（1） 当社及びグループ各社は、別途定める社内規程に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を整備します。
（2） 当社及びグループ各社は、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催し、重要事項の決定並びに取締役の職務の執行状況の監督を行います。
（3） 当社は、職務の執行に関する事項のうち重要なものについては、原則週1回開催している経営会議において検討します。

5．当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
（1） 当社は、当社の関係会社管理規程に従い、グループ各社に財務状況、事業計画の進捗状況等について当社のグループ担当部門に対し定期的に報告させるものとし、当社取締役会に対し報告します。
（2） 当社は、当社取締役及びグループ各社の社長で構成される会議を定期的に開催し、グループ各社との連携を図ります。
（3） 当社は、当社の監査部門により定期的にグループ各社の内部監査を実施し、業務の適正を図ります。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社は、監査役から使用人を置くことの要求があった場合には、当社の使用人から監査役補助者を任命します。

7．前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社は、監査役補助者についての任命、解任、異動、賃金改定等は監査役の同意を得て決定し、取締役からの独立性を確保するとともに、監査役の監査役補助者に対する指示の実効性を確保します。

8．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
（1） 監査役は、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて会計監査人又は取締役もしくはその他の者から報告を受けることができます。
（2） 取締役又は使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況について報告を行います。
（3） グループ各社の取締役及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、監査役から報告を求められた事項については速やかに報告するとともに、当社のグループ担当部門にも報告するものとします。
（4） 当社のグループ担当部門は、上記の報告（当社の監査役の求めに対して行われた報告を除きます。）を受けた場合には、速やかに当社の監査役にその内容を報告するものとします。

9．上記８．の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

（1） 当社は、監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保します。

（2） 監査役は、監査役に報告をした者の異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役にその理由の開示を求めることができるものとします。

10．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じます。

11．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、業務の執行状況を把握するために、役員部長会やリスク統括委員会等の重要な会議に出席し、意見を述べることができます。また、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換のための会議を開催します。

12．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

（1） コンプライアンス

当期は、当社従業員を対象とした研修及びｅラーニングによる教育を実施するとともに、啓発ポスター等を掲示し、コンプライアンス意識の浸透に努めました。

また、当社の各部門及びグループ各社の従業員を対象にコンプライアンス意識調査を行い、各職場の課題をフィードバックしました。

（2） 内部通報制度

当社は、平成21年から外部の事業者へ窓口業務を委託して、当社グループの全従業員を対象とした内部通報制度「グループホットライン」を運用しております。

当社は、内部通報制度をコンプライアンス上の問題点を早期に把握するための重要な制度と位置付けており、より一層の周知を図りました。

（3） グループ全社のリスクマネジメント

当社グループ全体のリスクマネジメントを目的として、リスク統括委員会を計４回開催しました。

（4） 内部監査

当社の各部門及びグループ各社に対する、監査部門による監査を当期は計11回実施しました。各監査結果については都度、取締役会に報告し、見出された問題点の是正・改善に努めました。

（5） 金融商品取引法上の内部統制

内部統制業務推進委員会が当社の各部門及びグループ各社へ、当期は計12回出向き、内部統制に対する意識の向上と管理体制の強化について浸透を図りました。

（注）本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（平成29年12月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**54,793**	**流動負債**	**22,744**
現金及び預金	26,893	支払手形及び買掛金	6,391
受取手形及び売掛金	10,666	短期借入金	5,258
リース投資資産	4,849	1年内返済予定の長期借入金	1,459
商品及び製品	4,080	未払金	3,348
仕掛品	3,291	未払法人税等	265
原材料及び貯蔵品	2,682	賞与引当金	346
繰延税金資産	652	役員賞与引当金	19
その他	1,680	預り金	2,724
貸倒引当金	△3	その他	2,931
固定資産	**89,780**	**固定負債**	**40,929**
有形固定資産	50,284	長期借入金	12,701
建物及び構築物	31,394	長期未払金	2,104
機械装置及び運搬具	1,171	繰延税金負債	10,700
土地	16,771	土壌汚染処理損失引当金	58
建設仮勘定	63	退職給付に係る負債	2,808
その他	883	長期預り敷金保証金	9,142
無形固定資産	1,019	長期前受収益	1,386
投資その他の資産	38,476	資産除去債務	1,707
投資有価証券	35,315	その他	319
長期貸付金	404	**負債合計**	**63,673**
退職給付に係る資産	2,088	**純資産の部**	
その他	774	**株主資本**	**40,204**
貸倒引当金	△106	資本金	1,817
資産合計	**144,573**	資本剰余金	332
		利益剰余金	38,138
		自己株式	△83
		その他の包括利益累計額	**17,613**
		その他有価証券評価差額金	17,317
		繰延ヘッジ損益	9
		退職給付に係る調整累計額	286
		非支配株主持分	**23,081**
		純資産合計	**80,899**
		負債純資産合計	**144,573**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成29年１月１日から
平成29年12月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		46,185
売上原価		29,711
売上総利益		**16,474**
販売費及び一般管理費		14,572
営業利益		**1,901**
営業外収益		
受取利息	9	
受取配当金	702	
その他	319	1,030
営業外費用		
支払利息	172	
貸倒引当金繰入額	29	
シンジケートローン手数料	38	
その他	31	271
経常利益		**2,660**
特別利益		
固定資産売却益	27	
投資有価証券売却益	2	
その他	4	34
特別損失		
固定資産処分損	259	
割増退職金	200	
減損損失	1	
その他	13	475
税金等調整前当期純利益		**2,220**
法人税、住民税及び事業税	490	
法人税等調整額	224	714
当期純利益		**1,505**
非支配株主に帰属する当期純利益		281
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,224**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成29年１月１日から
平成29年12月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成29年１月１日残高	1,817	332	37,265	△83	39,331
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△351		△351
親会社株主に帰属する当期純利益			1,224		1,224
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計			872	△0	872
平成29年12月31日残高	1,817	332	38,138	△83	40,204

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
平成29年１月１日残高	16,349	72	△184	16,237	23,337	78,906
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△351
親会社株主に帰属する当期純利益						1,224
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	968	△62	471	1,376	△256	1,120
連結会計年度中の変動額合計	968	△62	471	1,376	△256	1,993
平成29年12月31日残高	17,317	9	286	17,613	23,081	80,899

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（平成29年12月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**16,693**	**流動負債**	**16,645**
現金及び預金	3,560	電子記録債務	387
受取手形	1,828	買掛金	470
売掛金	1,397	短期借入金	8,078
リース投資資産	4,849	1年内返済予定の長期借入金	1,459
商品及び製品	1,391	リース債務	59
仕掛品	74	未払金	1,885
原材料及び貯蔵品	462	未払費用	219
前払費用	115	未払法人税等	175
繰延税金資産	180	預り金	2,490
その他	2,835	前受収益	687
貸倒引当金	△1	賞与引当金	61
固定資産	**58,309**	その他	670
有形固定資産	35,695	**固定負債**	**33,417**
建物	25,213	長期借入金	12,701
構築物	1,074	長期未払金	2,010
機械及び装置	118	リース債務	102
車両運搬具	0	繰延税金負債	6,115
工具、器具及び備品	292	土壌汚染処理損失引当金	58
土地	8,904	債務保証損失引当金	305
リース資産	89	関係会社事業損失引当金	475
建設仮勘定	1	長期預り敷金保証金	9,040
無形固定資産	157	長期前受収益	1,386
ソフトウエア	45	資産除去債務	1,222
リース資産	60	**負債合計**	**50,062**
その他	50	**純資産の部**	
投資その他の資産	22,456	**株主資本**	**13,812**
投資有価証券	19,173	資本金	1,817
関係会社株式	1,479	資本剰余金	332
長期貸付金	465	資本準備金	332
前払年金費用	1,345	利益剰余金	11,746
その他	338	利益準備金	437
貸倒引当金	△346	その他利益剰余金	11,308
		固定資産圧縮積立金	2,922
		特別償却準備金	222
		別途積立金	6,800
		繰越利益剰余金	1,363
		自己株式	△83
		評価・換算差額等	**11,127**
		その他有価証券評価差額金	11,117
		繰延ヘッジ損益	9
		純資産合計	**24,939**
資産合計	**75,002**	**負債純資産合計**	**75,002**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成29年１月１日から
平成29年12月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		16,960
売上原価		10,976
売上総利益		**5,984**
販売費及び一般管理費		4,897
営業利益		**1,087**
営業外収益		
受取利息	7	
受取配当金	454	
貸倒引当金戻入額	12	
債務保証損失引当金戻入益	100	
その他	180	755
営業外費用		
支払利息	155	
関係会社事業損失引当金繰入額	286	
その他	48	489
経常利益		**1,353**
特別利益		
固定資産売却益	27	
投資有価証券売却益	0	27
特別損失		
固定資産処分損	209	
減損損失	1	210
税引前当期純利益		**1,170**
法人税、住民税及び事業税	332	
法人税等調整額	32	364
当期純利益		**805**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成29年１月１日から
平成29年12月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金	利益剰余金					
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
				固定資産圧縮積立金	特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	
平成29年１月１日残高	1,817	332	437	2,915	206	5,800	1,933	11,291
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△351	△351
当期純利益							805	805
固定資産圧縮積立金の積立				11			△11	－
固定資産圧縮積立金の取崩				△4			4	－
特別償却準備金の積立					55		△55	－
特別償却準備金の取崩					△39		39	－
別途積立金の積立						1,000	△1,000	－
自己株式の取得								－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								－
事業年度中の変動額合計				7	16	1,000	△569	454
平成29年12月31日残高	1,817	332	437	2,922	222	6,800	1,363	11,746

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
平成29年1月1日残高	△83	13,358	9,500	72	9,573	22,931
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△351				△351
当期純利益		805				805
固定資産圧縮積立金の積立		－				－
固定資産圧縮積立金の取崩		－				－
特別償却準備金の積立		－				－
特別償却準備金の取崩		－				－
別途積立金の積立		－				－
自己株式の取得	△0	△0				△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)		－	1,616	△62	1,553	1,553
事業年度中の変動額合計	△0	453	1,616	△62	1,553	2,007
平成29年12月31日残高	△83	13,812	11,117	9	11,127	24,939

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年２月８日

片倉工業株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　内田淳一　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　箕輪恵美子　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、片倉工業株式会社の平成29年１月１日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、片倉工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年２月８日

片倉工業株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　内田淳一　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　箕輪恵美子　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、片倉工業株式会社の平成29年１月１日から平成29年12月31日までの第109期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第109期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年 2 月13日

片倉工業株式会社　監査役会

常勤監査役　大森邦雄　㊞

常勤監査役　吹出淳一　㊞

社外監査役　五日市喬弘　㊞

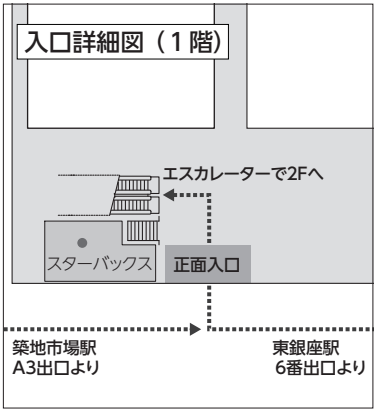
社外監査役　前田勝生　㊞

以　上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区銀座五丁目15番８号
時事通信ホール（時事通信ビル２階） 電話 03-3546-6606





交通のご案内

- 東京メトロ日比谷線・都営地下鉄浅草線
  東銀座駅６番出口 徒歩１分
- 都営地下鉄大江戸線
  築地市場駅Ａ３出口 徒歩６分
- 東京メトロ銀座線・丸ノ内線・日比谷線
  銀座駅Ａ５出口 徒歩７分
- JR山手線・京浜東北線
  有楽町駅中央口 徒歩13分

（注）駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C022915
www.fsc.org

UD FONT
見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

VEGETABLE OIL INK